

千葉県感染症対策連携協議会 予防計画策定部会の設置について(案)

背景

改正感染症法において、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえ、都道府県は予防計画の記載事項を充実させること、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ、新たに予防計画を策定することが求められることとなった。

新たな感染症発生時に備え、今後の県及び保健所設置市の体制を整備していくため、今回の予防計画策定は極めて重要なテーマと考えられる。

目的

予防計画策定に関する連携協議会での議論を円滑に行うために、連携協議会の下部組織として、感染症対応の従事者等を中心とした検討部会を設置し、現場で感じている問題点など、感染症発生時の体制のあり方について幅広・集中的に討議いただき、その結果を連携協議会に提供してもらう。

部会の種類と部会長

患者の療養場所は大きく3つに区分されるため、下記3部会に分けて議論を行うこととし、各部会と関係性の深い下記委員に部会長を依頼したい。

	部 会	部 会 長(案)
A	入院体制	国際医療福祉大学成田病院 吉野 一郎 委員
B	自宅・宿泊療養の体制	(公社)千葉県医師会 入江 康文 委員
C	高齢者施設等の感染症対策体制	(一社)千葉県高齢者福祉施設協会 田邊 信行 委員

1 構成員

- ・保健所設置市及び県
- ・消防機関・医療機関・診療に関する学識経験者の団体・その他関係機関の従事者等から、各部会の議題に応じて8名程度

2 運営要領

別紙(案)のとおり

3 開催頻度

年内各1回程度 (第1回連携協議会と第2回連携協議会の間)

4 次期予防計画策定に当たっての留意事項

- ・次期予防計画の記載事項は、令和6年4月1日施行の改正感染症法第10条に規定されており、また記載時の留意事項が予防計画作成の手引き(参考資料5)で示された。
- ・予防計画の策定・変更にあたっては、都道府県は医療法第30条の4第1項の医療計画及び特措法第7条第1項の都道府県行動計画と、保健所設置市は特措法第8条第1項の市町村行動計画との整合性の確保が求められる。